

## 5 ガバナンス

ID&E グループは、社会から支持され、必要とされる企業であるために国際的な社会的規範を尊重、遵守します。また経営機構における監督機能を強化するとともに、迅速な業務執行体制の確立を図り、誠実で透明性の高い企業活動を行ってまいります。当レポートでは、ガバナンスに関して、以下を中心に取り上げています。

5.1 コーポレートガバナンス ————— P88

5.2 コンプライアンス ————— P92

5.3 リスクマネジメント ————— P94

## 5.1 コーポレートガバナンス

### 考え方／方針

ID&E グループは、ミッション「世界をすみよくする」の実現を目指し、サステナビリティを経営の中核に据え、従業員一人ひとりが持続可能な社会の実現に向けて、高い意識を持って誠実に取り組んでいます。あらゆるステークホルダーからの期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るために、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性の確保、迅速な業務執行体制の確立を図り、コーポレートガバナンスの充実に努めることを基本的な考え方としています。

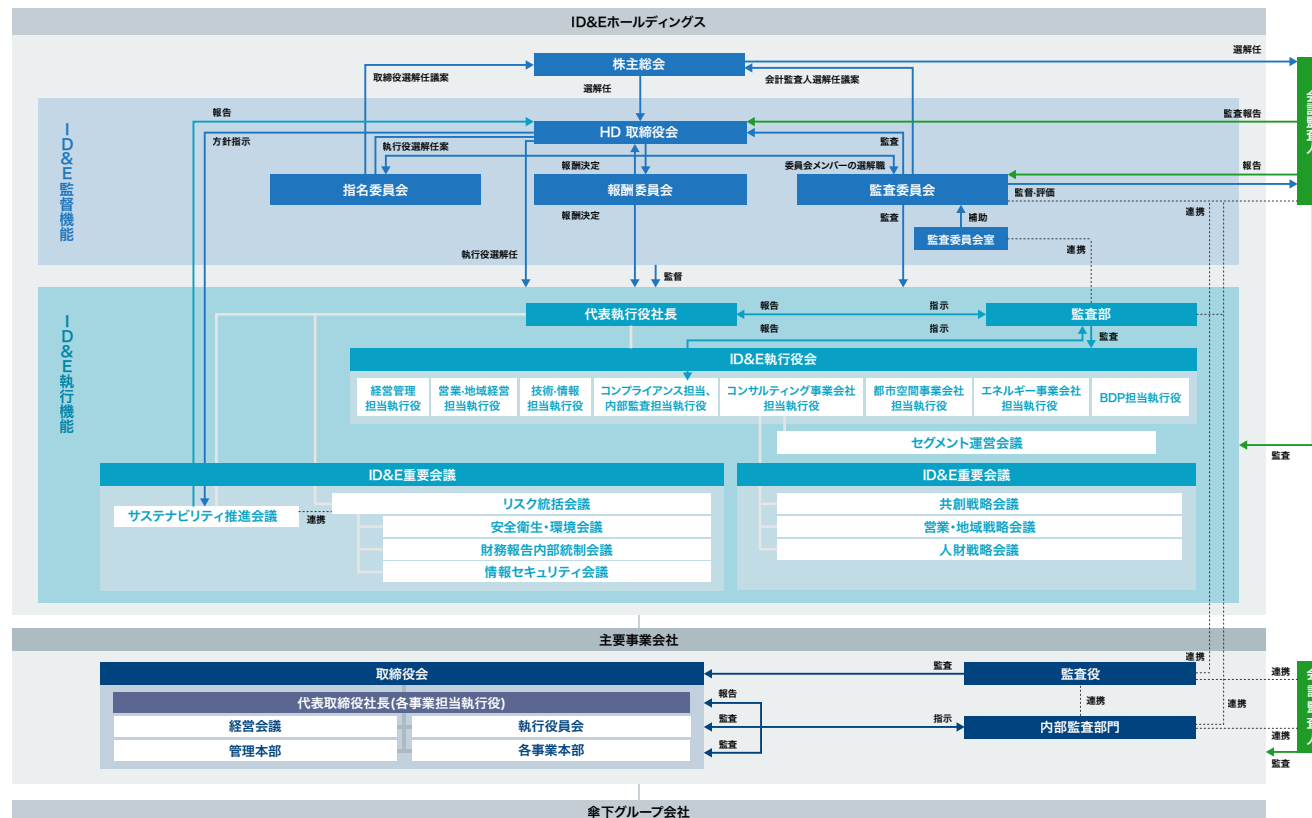
なお、当社グループは取締役会において「コーポレートガバナンス基本方針」を定めており、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務、株主との対話をその内容としています。

当社は指名委員会等設置会社であり、取締役会のほか、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、会計監査人を設置するとともに業務執行を執行役員会に委ねています。



コーポレートガバナンス基本方針  
コーポレートガバナンス報告書

### 体制



## 5.1 コーポレート・ガバナンス

## ガバナンスに関わる主要な会議体

会議体名称	設置目的	開催頻度	構成員	機関の長
取締役会	法令で定められた事項および経営の基本事項の審議、決議をするとともに、執行役の業務執行状況の監督を行う。	原則月に1回	8名の取締役で構成。うち4名は社外取締役。	取締役
指名委員会	取締役選任・解任議案およびホールディングス取締役候補者の選任基準を決定する。	年3~5回程度	4名で構成。うち3名は社外取締役。	社外取締役
報酬委員会	取締役・執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針および個人別の報酬等の額を決定する。	年3~5回程度	4名で構成。うち3名は社外取締役。	社外取締役
監査委員会	取締役・執行役の職務の執行の監査・監督および監査報告の作成ならびに株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任議案の内容を決定する。	原則月に1回	4名で構成。うち3名は社外取締役。	社外取締役
執行役員	取締役会の定める当社の経営方針に基づき、グループ経営上の重要事項の決議、グループ経営推進の統括およびモニタリングを行う。	原則月に2回	議長である社長および執行役の9名。オブザーバーとして常勤監査委員1名。	代表執行役社長
サステナビリティ推進会議	ID&E ホールディングス・グループ全体におけるサステナビリティ推進（経営推進、事業推進）のための方策の検討・策定ならびにその実行を推進する。	原則年に4回	議長である社長および役員等の11名。アドバイザーとして社外取締役1名、オブザーバーとして常勤監査委員1名。	代表執行役社長
リスク統括会議	当社「内部統制基本方針」に基づき、当社グループのリスク管理の推進全般を統括する。	原則月に1回	議長である社長および執行役ならびに社外弁護士の10名。オブザーバーとして常勤監査委員1名。	代表執行役社長

## 取締役会

取締役会は、取締役の各人が人格・経験・知識・能力を備え、幅広い視野で総合的な判断ができることを基本として、当社グループの事業環境に鑑みて適切な全体的バランスに配慮の上、最善と判断されるメンバーにより構成しています。現状、取締役8名で構成され、うち4名が社外取締役であり、多様な視点を取り入れるため、女性2名を社外取締役に選任しています。また、取締役会は、法令で定められた事項および経営の基本事項の審議、決議をするとともに、執行役の業務執行状況を監督することを目的に、月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。さらに、取締役会はグループ全体の経営を監督することにより、グループ全体の持続的成長、企業価値の向上を実現していきます。

## 5.1 コーポレート・ガバナンス

## 役員の備えるスキル

当社は、長期経営戦略、中期経営計画を推進するため、取締役が備えるべき各種のスキル（経験・知識・能力）を下表の通り抽出し、候補者を選任しています。

氏名	役職	年齢* (性別)	スキル（経験・知識・能力）							（参考）活動状況		
			経営企画	技術・IT	営業・ マーケティング	人財開発	財務・会計	法務・ 内部統制	エネルギー	グローバル	役員在任年数	取締役会出席状況 (2024年6月期)
有元 龍一	取締役	71 (男性)	●			●	●	●	●	●	1年3カ月	15/15 (100%)
新屋 浩明	取締役	64 (男性)	●	●	●	●		●	●		1年3カ月	15/15 (100%)
露崎 高康	取締役	68 (男性)	●		●	●			●	●	1年3カ月	15/15 (100%)
蛭崎 泰	取締役	62 (男性)	●			●	●	●		●	1年3カ月	15/15 (100%)
市川 秀	社外取締役	77 (男性)	●		●	●	●	●	●	●	1年3カ月	15/15 (100%)
日下一正	社外取締役	76 (男性)	●		●	●		●	●	●	1年3カ月	14/15 (93%)
小泉 淑子	社外取締役	80 (女性)	●			●		●		●	1年3カ月	15/15 (100%)
石田 洋子	社外取締役	66 (女性)	●	●		●			●	●	1年3カ月	15/15 (100%)

\* 2024年6月末時点

## 5.1 コーポレート・ガバナンス

### 社長後継者計画

当社の社長（代表執行役社長）に求められる人財要件を満たす候補者を選出することを目的として、指名委員会にて「社長後継者計画」を制定しています。同計画は、社長候補者として必要な資質を高めるための育成計画の立案・実施、および社長候補者の評価、選出、審議プロセス等により構成されています。

社長後継者計画の実施にあたっては、現社長から提示される後任候補者に対して、指名委員会が中長期的な経営戦略との適合等を踏まえて十分に審議するなど、計画の透明性、公平性、客観性の担保を図っています。

[その他コーポレートガバナンスに関する詳細情報はこちら](https://www.id-and-e-hd.co.jp/sustainability/governance/corp-governance)

<https://www.id-and-e-hd.co.jp/sustainability/governance/corp-governance>



## 5.2 コンプライアンス

### 考え方／方針

ID&E グループは、グループ共通の行動規範の基本方針として、「ID&E グループ行動指針」を制定し、役職員一人ひとりの日々の行動に落とし込んでいくことにより真の企業価値向上を図っています。本行動指針は、日本語のほか英語、スペイン語など7言語に翻訳し、世界中の従業員に共有することで、コンプライアンス意識の向上を図り、風通しの良い企業風土を醸成する取り組みを行っています。グループ全体での透明性の高い経営体制づくりと信頼関係構築を目指し、法令遵守はもとより社会的要請に応え、グループ経営理念「誠意をもってことにあたり、技術を軸に社会に貢献する。」の実践のため、法令のみならず、社会規範を含むコンプライアンスを徹底します。

また、「ID&E グループ サステナビリティ経営フレームワーク」の中でも「誠意ある企業行動方針」を定め、従業員一人ひとりが強く認識して行動する取り組みを行っています。

### ID&E ホールディングス「誠意」ある企業行動方針

ID&E ホールディングスグループ (ID&E グループ) は、「誠意」ある企業としてのふるまいが、サステナブルな企業価値の創造に重要であると認識し、以下のとおり「「誠意」ある企業行動方針」を定めます。

#### 1.ID&E グループを支えるステークホルダーからの信頼の獲得

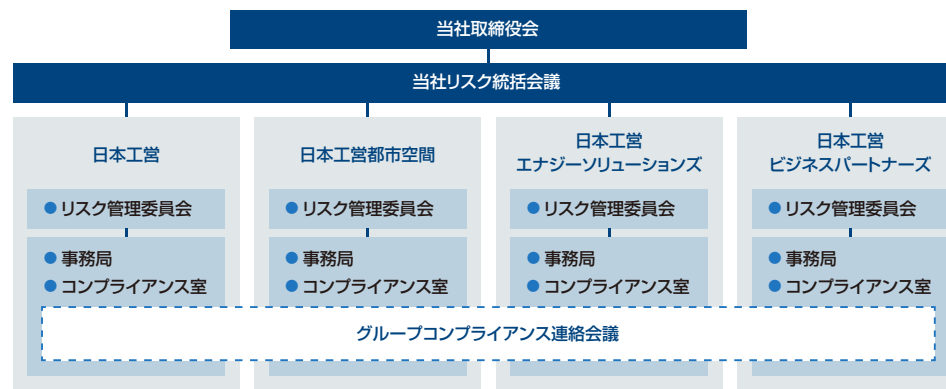
ステークホルダーとの間の信頼関係が、サステナビリティ経営の基盤になると認識し、誠実で透明性の高い企業活動を行ってまいります。

#### 2.ID&E グループ役員・従業員としての「誠意」の追求

すべての役員・従業員は、改めてグループ経営理念にある「誠意」という基本理念に立ち返り、①正しくはこうあるべきと思うところの「目的意識」、②あるべき姿に照らして現状が未達であると思うところの「危機意識」、③自分自身も関係者と思うところの「当事者意識」、の3つの意識を持つことにより、社会が求める期待を決して裏切ることなく、役員・従業員一人ひとりが「誠意」ある行動を徹底します。

### 体制

当社グループでは、リスク管理の推進全般を統轄する組織としてリスク統括会議を設置しており、リスクマネジメントだけでなく、コンプライアンスに係る重要事項に関して審議・協議・決定、情報交換をしています。国内主要会社には、リスク管理委員会が設置されており、「ID&E グループ行動指針」を周知徹底するとともに、「グループリスク・危機管理規程」および各社の「リスク・危機管理規程」を遵守し、事業特性に応じて主体的・日常的にリスク管理を実施しています。コンプライアンスに関するリスク事象が発生した際は、リスクレベルに応じて各社リスク管理委員会またはリスク統括会議まで報告し、対応します。また、国内主要会社のコンプライアンス担当者で構成されているグループコンプライアンス連絡会議では、グループに係るコンプライアンスおよび事業活動に伴うリスクマネジメントに関する情報の共有を図り、コンプライアンスの意識醸成活動を担っています。



## 5.2 コンプライアンス

### 取り組み・実績

#### 意識調査

コンプライアンスに関する従業員の意識の現状と課題を正確に把握し、今後の実効的なコンプライアンス活動の推進に役立てることを目的とし、海外法人を含むグループ従業員を対象としたコンプライアンス意識調査を毎年行っています。調査は全て匿名で行い、調査結果は従業員に公表するとともに、コンプライアンス活動に反映しています。

#### 研修

キャリア階層別のコンプライアンスに関する研修、役員・幹部社員を対象としたコンプライアンス講演会の開催、各部署単位の研修を行っています。各研修では、具体的な事例を参考に原因と防止策の講義などを行うとともに、当社グループの業務と深く関わる法令を重点的に学びます。また、当社グループのE-learning 制度により、独占禁止法の遵守やハラスメント等の各種テーマを題材とした教育およびテストを実施し、従業員にコンプライアンスについて学ぶ機会を提供しています。

#### 相談・通報制度

当社グループは、「グループ相談・通報制度規程」を制定し、コンプライアンスに違反する、または違反するおそれのある行為を知った従業員がコンプライアンス担当部署または社外弁護士に直接相談・通報を行うことができる制度を整備しています。言語については日本法人は原則日本語（状況により英語）、海外法人では現地語で対応しています。

この制度は、当社および当社グループの役員、従業員、派遣社員、協力会社従業員（退職後1年以内のこれらの者を含む）が利用できます。

#### ■ 内部通報件数（主要グループ会社）

2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
7件	12件	30件

※ 2023年6月期までは、分社化以前の日本工営における相談・通報件数です。

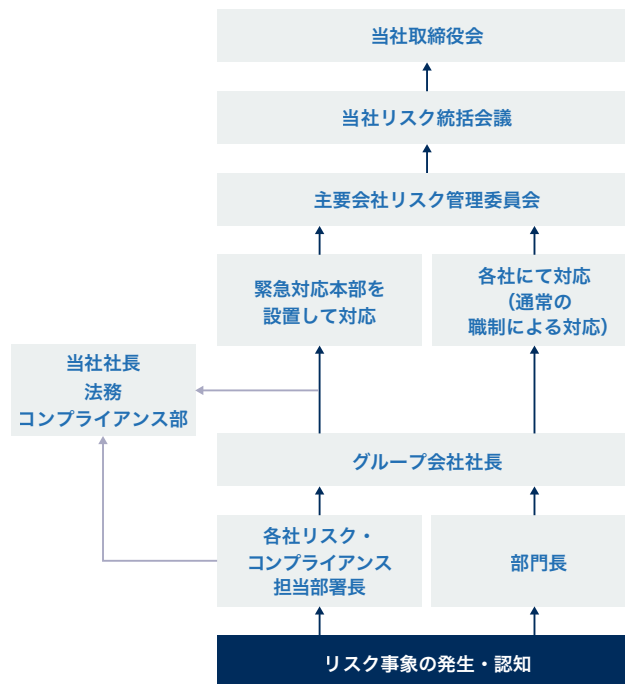
## 5.3 リスクマネジメント

### 考え方／方針

リスクマネジメントの究極的な目的は、企業の存続と発展であり、サステナビリティの目的と重なります。サステナビリティに関するリスクのうち ID&E グループの事業推進に悪影響を及ぼす項目については、当社に設置した「サステナビリティ推進会議」が中心になり、当社リスク統括会議と密接に連携して対応しています。

### 体制／マネジメント

リスク統括会議（原則月 1 回開催）は、「グループリスク・危機管理規程」に基づき、グローバルで幅広い事業遂行に伴う当社グループの全般的なリスク統制を行い、損失の最小化を図ることを任務としています。具体的には、リスクの把握、評価、予防管理、危機事象への対応指示、対応状況の監視・指導等を行います。リスク統括会議は、議長である当社代表執行役社長、各執行役および社外弁護士の計 10 名により構成され、オブザーバーとして常勤監査委員 1 名が出席しています。当社の執行役は、それぞれ担当職務に関するリスクマネジメントを行う責務を有します。またリスクの内容によってサステナビリティ推進会議とも連携し、対応しています。



### リスク管理プロセス

当社グループ各社は、各社の保有リスクを網羅的に抽出した上で、各リスクの管理策を設定し、継続的にリスク管理を行いながら事業活動にあたっています。リスク統括会議は、グループ各社から提出された「リスク管理計画」を確認の上、取りまとめ、全体を「グループリスク管理計画」として承認し、リスク統制を行います。また、リスクマネジメントの一環として、危機発生時の事業継続計画（BCP）や品質・環境マネジメントシステム、情報セキュリティ体制の整備も推進しています。

詳細は統合報告書「リスクマネジメント」をご確認ください。



## 5.3 リスクマネジメント

サステナビリティに関するリスクは、国際的な議論の潮流や各国の政策・制度など外部環境を起点とし、リスクの把握・分析や対応方法の検討に専門性を要するものが多いことから、サステナビリティ推進会議がグループ各社と協力し、リスクの特定（識別）・評価を行うこととしています。2024年6月期には、気候変動に関するリスク管理プロセスを下記の通り策定し、全体的なリスク管理に組み込んだ上で、運用を開始しました。気候変動以外のサステナビリティに関するリスクについても、同様のプロセスでリスク管理を行うことを検討しています。

これらの統合的管理プロセスを運用する上で、「グループリスク一覧表」および「国内主要会社リスク管理一覧表」に、リスク分類として「サステナビリティ」の項目を新たに加え、その下の「想定されるリスク事象」に「気候変動が事業に与える悪影響」を追記しました。今後は、気候変動以外のサステナビリティのリスクについても、同様のプロセスでリスク管理を行うことを検討しています。

## 【気候変動のリスク管理プロセス】

- サステナビリティ推進会議は、グループ各社からのヒアリング等も踏まえ、広義のリスクを特定する。
- 特定・評価されたリスクのうち、事業活動にマイナスの影響（当社グループの事業目的達成を阻害する事象による損失の可能性）のあるリスク（狭義のリスク）については、リスク統括会議に報告し、グループリスク・危機管理規程に基づく全社のリスク管理プロセスに統合する。
- 特定・評価されたリスクは、ID&E サステナビリティ推進本部の伴走の下、グループ各社において対応する。
- 特定・評価されたリスクに関しては、サステナビリティ推進会議で対応状況を取りまとめ、執行役会を経て、取締役会の協議に付す。

